

# 第7回佐賀県鳥インフルエンザ対策本部会議

令和5年11月28日18時00分  
佐賀県鳥インフルエンザ対策本部

# I これまでの防疫対応

【通報日時】令和5年11月24日 15時45分

【発生地】鹿島市重ノ木

## (1) 疑似患畜確定(防疫措置開始)

令和5年11月25日 9時00分 (0時間00分)

⇒本日16時00分 患畜確定(H5N1亜型)

## (2) 殺処分 完了

令和5年11月26日 14時50分 (29時間50分)

処分羽数:38,265羽 (密閉容器4,784個分)

## (3) 鶏卵処理 完了

令和5年11月26日 20時25分

処分個数:121,417個 (密閉容器554個分)

(4) 飼料、鶏糞の堆積発酵処理 **完了**

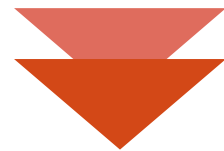
令和5年11月28日 14時30分

(5) 農場内の消毒 **完了**

令和5年11月28日 15時30分

(6) 防疫服、長靴等の埋却処分 **完了**

令和5年11月28日 17時50分 (80時間50分)



**防疫措置(封じ込め)完了!**  
**(疑似患畜確定から80時間50分)**

## (7) 現地防疫作業動員状況(防疫措置完了までの累計)

単位:名

区分	県	鹿島市	嬉野市 太良町 白石町	JA	建設業 協会	計
殺処分等	1,070	34		49	26	1,179
消毒ポイント	134	6	14		94	248
現对本部、 サポートセンター等	559	230	2	23	32	846
合計	1,763	270	16	72	152	2,273

## (8) 関係機関・団体等からの協力

機関・団体名	内容
(一社) 佐賀県建設業協会 (佐賀、小城、伊万里、杵島、藤津)	消毒ポイントにおける車両消毒、運搬用機材の提供 等
(一社) 佐賀県バス・タクシー協会	動員者の輸送
(公社) 佐賀県トラック協会	防疫資材の運搬
佐賀県高圧ガス流通保安協会	発生農場で使用した炭酸ガスの供給
佐賀県石油商業組合	重機等に使用した石油類燃料の供給
(一社) 佐賀県産業資源循環協会	密閉容器の運搬・焼却処分
JAグループ佐賀	動員者の輸送、フォークリフト等のオペレーターの派遣、運搬用機材の提供、防疫資材の運搬、食料の供給
佐賀県有明海漁業協同組合 佐賀玄海漁業協同組合	運搬用機材の提供
松浦通運	備蓄物資の管理
セブンイレブン	食料の供給
NTTドコモ	スマートフォンの貸与
祐徳稲荷神社	動員者等のための駐車場の解放
嬉野医療センター	密閉容器の提供
佐賀県警察	消毒ポイントを中心に流動警戒
鹿島市	発生農場の防疫対応に係る人員の派遣、現对本部・サポートセンターの運営業務、動員者の輸送、消毒ポイントへの人員の派遣 等
嬉野市、白石町	消毒ポイントへの人員の派遣
太良町	動員者の輸送
福岡県、熊本県、大分県	密閉容器の提供
農林水産省	リエゾンの派遣、密閉容器の提供
国土交通省	照明車両の派遣

# 鶏糞の堆積発酵処理の様子





# 防疫服、長靴等の埋却処分の様子





## 2 防疫措置完了後の対応

### (1) 封入済み密閉容器の焼却処分

### (2) 消毒ポイントでの車両消毒の継続

- ・搬出制限区域内かつ移動制限区域外の5箇所

⇒防疫措置完了から10日が経過した日(12月9日)に解除

- ・移動制限区域内の2箇所

⇒防疫措置完了から21日が経過した日(12月20日)に解除

### (3) 野鳥の重点監視の継続

⇒防疫措置完了から28日が経過した日(12月27日)に解除

※発生地点から半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定



### 3 消毒ポイント（継続）

消毒ポイントの設置状況・・県内7箇所（うち3箇所は重複）

※全て杵藤土木事務所の管轄

#### 【畜産車両：4箇所】

路線名	施設等の名称	場所
国道207号	飯田パーキング	鹿島市飯田
多良岳オレンジ海道	道路路肩	鹿島市浜町
国道207号	室島南交差点	杵島郡白石町深浦
鹿島市道	蟻尾山公園駐車場	鹿島市高津原

#### 【一般車両：6箇所】

路線名	施設等の名称	場所
国道207号	飯田パーキング	鹿島市飯田
多良岳オレンジ海道	道路路肩	鹿島市浜町
国道207号	室島南交差点	杵島郡白石町深浦
国道444号	(株)肥前道路前	杵島郡白石町戸ヶ里
国道498号	嬉野市コミュニティーセンター	嬉野市塩田町五町田
鹿島嬉野線	道路路肩	嬉野市嬉野町吉田甲

## 4. 終息までのプロセス（今後の見込み）

11月26日 殺処分完了

11月28日 全ての防疫措置完了

現時点

防疫措置完了後、新たな発生がなければ・・・

防疫措置完了から  
10日を経過した日  
(12月9日) ※

搬出制限区域  
(3～10km)を解除

防疫措置完了から  
21日を経過した日  
(12月20日)

移動制限区域  
(3km以内)を解除

※移動制限区域(3km以内)に家きんを100羽以上飼養する農場がある場合、防疫措置完了後10日を経過した後、清浄性確認検査を実施する必要があるが、今回は該当する農場がないため実施しない。

清浄性確認検査：移動制限区域の農場において、鳥インフルエンザの新たな発生が無いかを確認する検査